官刻孝義錄 巻卅八

安藝下
周防
長門

ロ 9
1596
38

孝義録巻之三十八

安藝國下

孝行者左助

左助ハ廣島乃塚下竹屋町の借屋ニすミて父貞七と
いふ七年前ニ母産後の病ニて身を叶ひかたく臥居ニ
くるしミしを左助孝心ふかきものなれハさまさまに
醫療をつくしぬ佐伯郡水内和田村乃温泉にて難病を
治しまゐらせて父に事ることいと家貧しく志て路
用にとほしきをりから人々左助か孫ニ往りて人の身ま
ゆかしくたかひてく若きにかゝハらす志

門 ロ 9 號 1596 巻 38

乃むと云薬よあるよしきゝけれハ銀子を調へあたへけるを
その効なく次第におもりて歩く事も叶はす母をりと
にてさる湯あるよしきかせ旅乃やとりわすれて一しほ
心をそへて側をはなれす手足を按て疲をも休め旅籠
の銭乃定めなりて甚すくなき時もなされて母に与へむ
に朝夕の膳を家主にあつらへ時のまゝに調へさせ給
仕しけるにあけてあさゆふ抱して外に出る事を
なさせ其同し湯に入れとにゆきゝ仕しけれハ丈及ひく
感しあへりしはてより温泉の効ありて病を癒て
全快をなしきき此度廣嶋ニ門を渡へし事にいたらく人之あ

まし雇ひしにて出る人丈八男女老若とえらひてある窮
民を雇ひて賃銭をあたへるなりしかハ足弱のも
のともちまへにまかせさらに此賃銭をうけしに左助
日あたり人足に出て其賃銭に一銭とりても己か用と
なさす日ことに父にあたへて其よろこひの外いとかり
寛政二年九月領主より褒美として銀をたまひけると
らせしとかや其時に左助十四歳なりき

孝行者屋よ

やよハ廣嶋の城下竹屋町乃借屋にすめる良助か婦
なり父それと領主に請て田中金右衛門といふものゝより

しゝ浪人の身なりけれハ此町にすミしを屋は幼少より
父母に孝心深く手習ふ事を好ミけれハ十三の比より人々
を教へて親と身を養ひしかハ身八奉公に出し父母
やしなひけるに父母病を受て母ハ十三年前より死
せしか病の中八側をはなれす看抱しその貧窮
よろつやかましき事をも父母にハいハすしてよく身をつくして
よろつ孝ありしかハ母もつねに心よく病なから三年をへて
又母は手足も叶ハて日夜に飲食事もやすからす
くるしミしに昼夜とたえなく看病し暇ある時は母をおひ
そとに出て所々に行てなくさめしかハ年々手習子の業をおしへける

事一日も怠りなく誠にやさしき孝子なりと言ふ
多く娘に教へしに母に手をひかれ合掌してよろこひ
母ハさくよりの身よハくありしかハ家をも治めかね
く娘はたらく程をたすけ他人の目を
さけらんよりも看抱そ心のまゝなりしと思ひより母乃心を
なくさんとするにハゆるしてよろこひとを持て寛
政元年正月母七十歳にて病にかゝり病の中にも
身をくるしめ側を去らすして後のことを誠にやかり
死にひし後よりこれまて数をかそへてなくさめとも
つとめ次百日のあいたも日々に墓詣して誠に其如くなり

きこえけれハいとけなきより孝心ふかくなりけるを称美し
て白しろかね十枚須賀にてほうびをあたへけり

孝行者美津

美津ハ廣嶋の城下稲荷町釘屋喜次郎家代屋見屋
源三郎か妻なり源三郎か養母八十七歳になり二三年
先のころより目もみえす足もあゆむにもいとかなしく次第に傍
債をたすけもせさるを便りなきに[illegible]其の間にもたく
给とも[illegible]便りもなくて[illegible]れとも[illegible]
を勝しらは八つになりける娘乃傍に参らせてよくいたはらせ
を姑の傍に置てわれハ立出て今日のいとなみをなしける

ゆかりなとにつらなれハしく見苦しきなとと申さて披ひ
あくる寺に法談ありと聞て諸人とつれて附従ひてゆ
きけるをのかともあゆむことも昔しく女のちからにおよひけれハ
あれとも夫ハ農業の暇なく又三人の諸をも養へき家なれ
とも[illegible]なれハ傍にてせんかたなく姑にむかひていひけるハ
寺まゐりのたよりもなきをいかにせんとて内仏に傍を
振らんといふもかなひかたく姑につれてゆかんとはかりけれハ
善根寺の僧を請し内仏にて回向させ姑にきかせけり
娘乃いとも幼くして孝心ふかくけれハ美津菜園のかまに
ゆきて[illegible]祖母乃側にをりて[illegible]

祖母の病ひとゝのへんとするをみては母乃悔り来らん事をく
志りて後また孫入りしをりの事まで次々に孫を見せけれ
ハよろこびてもまたよろこび給ふに母をも悦ぶ事いふは
つかへまゐらせつゝ又しとしく馳走して母乃孝行をとるまゝ
よく従ひしてなかりし夫ハ其乃よく家におさまるゝを
悔まゐられる夜中に稀にほしくうちも姑乃ゆるさみれと
く姑の常に己か常をゆひつけくうゝゆかに悔しことなく
て発言の事なりてはあつまりてまゝ事ともし家を送り
浄きのるものゝえくなしとさ我まゝ人目をしのひくらゝ
なく朝夕の食にもてなし起居のもとにのせまてくり

さかしく此事をもらさしとていさゝかも行からうすはなし
其上夫も我弟ひ家事とゝめうしひ近隣のもの迄も交り
行ふ時さへ家帰り親里へゆかくいゝたりさはなけれとも
家貧しく而身うの此まゝなけれを訪し父母の病床にはふりしと
思ひ孝行一向きかうさ際ふ事もなけれはありこそしかしてあり
寛政二年十二月領主より褒美として無恨そこそれとを給
まへり

孝行者忠七

忠七は広島乃城下広瀬組の借屋にすみ飛業をとりて
世をわたりけり父仁兵衛は八年前に死せ母ハ七十余歳

にたのみし父の世にありし時何事もなくしたかひしまゝにせしむ
るにちかくなりてはいよいよ母に孝をつくし朝夕ともに
つかへ飯数をへらし分高ひ物を買ひきてはゆかしく焼せ
も好物を求めひ又菓子の類をも求めて母の好む時ハ白ふに餅菓
子乃類を求めてこれを見せ夜ふかくまでこれをなしに出るハわか
し二役乃事をひとへにつとめてひゆきく寝床も雁よくしをして
あらんかぎりの心を尽しむ畑ふたつ小三畝二歩をつくり稼ぐを
しかも其下作にありて手作りせんもとゝのへつゝけまた
役もとかくよとゝのへ殊に父の心にかなふ畑にて
ちちくぶれたるまでもつとめて文化の頃兄の勤七も

別にすみて妻をもちしかば畑のつくりには家居して是れ
を見るに猶もせて作りしをし兄も家業を手つたへて見ちか
乃中むつまじく母にも孝をつくしける日々に
まじくつとめて成りて勤七家の働きをなしてあらざりて
給りまけり縁者土兼此勤めて家にいて住ことを皇乃
まれく来りてあまねく何のまうとそうち畑人なふ
かゝもとあらかしつゝまさくまとひしされて母一人を宿り
坐て高ひより出ぬるまでもつゝむをを慰ひしたのしやあら
んと雖あそひの給ふれどちうして母の目とゞめるこゝちしめん
のおいたりといへり親族又ハ近隣のものとく妻ひとりよりら

まくもわよ病ある母を患乃なくは、又妻乃身をたん
急せらざらしく、わらのことをまもる事寛政二年十二月
領主より褒美として銀をあたへをそらせらくさ

奇特者　源右衛門

風俗宜者　惣百姓

源右衛門ハ波田郡下妻村の組頭なり。先祖よりして同村
青息谷にすミ、組頭をつとめしかは、此一村乃家数八十軒あ
まりの人数を皆二十人わたりあるに古風なるあつかひしかたく
農事にはけませしつねにさとめる夜なとも絞りつくす
殊に源滋深の郷ハきる事なし、算をも振るに此一村の内乃事

を叶る人柄も質素にして組合のうち睦しく、やまと此ハ
和からくもちかひ人数も多く、むらしても外乃村より
嫁娶せし事なともなく、此村に来りても永く此風俗を
見ならひてある事なく、かぬのたく此古風をまもらとけるも
世中を人々く驕になりて、偏り来たく片田舎の心持
しき百姓もやもすれハ分限を忘れけるもあるに此一村乃み
古乃風俗を失ハぬ事ハ、偏に源右衛門か年
月をかさね論せし事をしたかひ、源右衛門生れつき質朴なり
しをもつ孫まて髪を油をも付すありしに、寛政二年
七月領主より賞して褒美をめ一郷の者共もを後そ

せけれハ父もと甚右衛門といひ祖父をとも又源左衛門といひし
又左衛門六右衛門甚右衛門とて三人の子をもちて田を三
ツにわかちて兄の二人ハ別家をもたせ甚右衛門
して本家をつかせしかハいつれもむつましく兄弟ハ甚右衛門を
もくら私の心をそへつましきさいはひよく...
うは年貢を納むることも弁馬を求むるもとかくとて
ちか身をとも三人ともに妻をもちしか舅姑よく仕
久しく源右衛門死せしかは兄弟も妻ともに看病
し父の死後にも喪をつとめて母もよくつかへ人々
も享保元年三月兄弟の事ありて領主より褒目をあたへ

施し事をあつかひき

孝行者　新助

新助ハ廣瀬の城下六町目の借家にすめる浮世の者
なりけるは高田郡可部町屋村のものなりか此町にすミ
てあつかひ給ハりて父母のわかちて小間物うりさて
人の用の心よく葉の細工して兄弟もか老たる父の
病あつきことにて驚き人の看病して医薬のことに
ふを養ひつふなくうせしかは老母を具して
此まちに来たりて貧しき中に孝養よく日備に出る
時にも蜻蛉とよみて母の側にありてあらしめそのまゝも

なる敷に久しきあらへて不自由なる事多くいとよりて極さ
かゝる家なれハ晨に背おひて門邉に出悦かりまて
暑きにハ涼しくせ冬ハ寝夜乃あたゝめにさせ母の
くさゝて望ミを好ませ常に菓子餅なと此絶す
然るに母ハ今年九十になれるまてなく健なるも全く新助
か孝養のよきによるとて人々もてはやしあれハ寛
政三年五月領主より褒美として銀をとらせあたふ
時に新助六十八となん

孝行者新之助

新之助ハ安藝郡蒲刈嶋にて高ますかに一斗二升をもつ

もてる百姓新七か子なり新七は五十八歳になりて病も
多く母は五十三歳になり十歳と八歳になれる妹をあハ
せて母子四人乏しく暮しをせしか七年さきのとし母ハ病に床
に伏して立居もならさるに手足もかなハす次に新七も臥居んと
まかさをハすらし此あゆミも杖をとりてむすめとなりし世の
ひとりなくもなかりしく二人の妹をいましめおきてたきに
病さへありけれハ新まかりしほ薬をもとめてかゝる路をも新
之助なをひとりにて稼を父と日傭なとにおいて家の内
の者をはやしひたすら扶けて人を頼みて夜の眠に
ましはく父母の足腰をさすりて食をすゝめとりて二夜の時も

かくてつねに看病し日ころに朝とく起て食をすゝめて人
己は山野に立出まつ先に食し父母の目さめぬ先に
帰るとおもへと妹よりひとりにて出ゆくとは見えぬ故
自ら手なくしては薪をとりに出ゆくとても家乃あるじ
とかくする時も必ず目をさまし安否をとひ湯茶のすゝめく
油断なく妹よりはやく目さめ妹乃知らぬ時も湯を沸
し枕をとり烟草まで吸つけてまゐらせ先に行くとぬく
からふと見る人さへ山鹿の働きも力をつくし夜ゝ芙蓉の細工
まてつかのまも居とくいぬる事なくいとまあらでも父
母に夜ふけ人さへぬるをも頼めて身のたけ布をかけつ

結ひつけさせつゝみのゝをつけて山路をこえ出しかはせんかたなきも
繻袢なども求めてぬくもりを妹は見せよろこびを父母の
かたへ父母にかくしてものおとろへたる気色をいはて己か身につ
くるとてもやがてそれはくもあらはれて古き夜具を綴る
にもさりげなくさらす父母にのこし給ひしを帷子を綴るか
ものあれは父母乃それの枕殿屋にかけて拭ふと結うす
あまりはやくみて妹にも此襦袢とあてゝ妹にまとはせ
ともに人をまつ父母とも出屋より老人奉公たらしめんか
く夜ふかす力をつくしつゝ病みもかゝれとも手の
心憂とせしかは去年の秋より蕾をかけし時をつとめて

山野にまじはりて漁乃業をもなしておこたらず
日には山にて木をこりひ時ともして家より海辺に
出漁乃稼の外に八歳を出れしより父母の手足乃ご
とくを村長もとも出来かなしくやらひて賃銭を給ひ
業に人て出でせ洗濯をもしてかへぬ人に衣浦邑の者
をかけてつとめしにいかゞり領主より賞して寛政三年
二月褒美の米を給りしなりとぞ

孝行者長九郎

長九郎ハ遠吉郡上原村の百姓にて高八石三斗あまりを持て
百姓なり養父源三郎七十八歳にて今の養母は六十

らせあまたの子も持しかとみな世を去りて末の娘
の松といへるに十年あまり前に長九郎を隣村よりむか
へ婿養子となせり源三郎かくなる生れつきに
て筋なき事をいひかくれどもいさゝかさからはず
農業乃事までも源三郎がいふを聞てしたがひ陰を
秋の刈おさむる時よりて雨もよひなる空なるを
父乃刈こまでと人もまむしてまちまかせしずして再
出て始めて行ごとに父にといはれて
なしかゝる人の百姓をとふひて此大雨に稲をとりしは
父乃きらくをそむきしなるべしとて孝心を

感しくて父母を始めとしけるハ農事は性か友のなかを
二十町も隔たりし新町まて行くて求めかへりて雨
降りつゝきし日も出んもちかりしこそ朝に二三日まてむ
一日料をもてくハへをとけりし老の為もおくりなれハ
夜中に起もして二役の用まて起出しとも長九郎宜の事
ちの北山難乃事手疲をそりこしへとるを孫済しくま
おさおかくつきそひとすけいかさも食をおほひ
去川まるをまちかく聞けしに源三郎もいかさまうく
長九郎か目代を伺ひしとさうか不起出るとみとあ
まとまちる者のともるまも次之出るか足音のおとはま

目さめしまてもまたれけるまゝやいつにちかくそらもる
源三郎も始ハ病ひ友ともとたかくて小長九郎か
ま見やりけるまでとり国元き長九郎か妻も父孝
ものとてありさ二人乃子をそとにくあらんもの
かわく食物なとなりとつかふあてりのふる寛政三年
五月領主より其褒美として青銅をあらせそりて

孝行者出よし

出よしろさ佐伯郡厳島小浦の若三郎か娘なり
父も私のるさ伐の事させし二十歳の時あや
病みして身を傷め病に身とる家貧く

をさなき親族もなけれハ志よろ家にあつく
時よりつねに父の側にありて母は日ことに稼きとり
出て小貝をひろひて売りくらしに世をわたりける母此家に
ある時ハ志ほ浜のほとりの山際に松の落葉
木乃皮なとを拾ひて薪となし冬の夜なと焚火を
なして寒さを凌かせ父乃身骨いたミつよくあゆむ
事ハかなハさるも二便の時もみつから用を弁しけ
れと母乃稼きに出されたるおりにはかりもたくさ
くしかるに志ようろ一人をつれ坐しけり十になれる年我
身母にかはりて貝をひろひぬへくなりけれハ母ハ歳よりて

父の介抱しつゝ入りいかにも力なくハおもわりしを
さすけられてこゝろよく母子ともに親しくおもひしくらせ
しつ渡世ねる時も志ようろ稼きに貝浜ひろひて家に帰
りても父の安否をとひ汲みちぬる時も私よの穀物
乃数をあくれハ日ことにてそしなるものを拾ひ或ハ
書ことに乾積て敷ものとなし落葉はたとへハ麻乃畜或
あつめおき大根なとの葉やしなをいろひく母の
労をたすけぬ父乃病年をくりて治しく此藤
衣志らしかけ出る志ようろなとくて母にかへりしは
父の病をいたる事わか身のきはめにせんとおもへあらぬ汲

いかなる艱苦をいとふとても父か身乃痛をたに除さ
まほしくハ我も歩すまのいへしたまひあゆむ事を
初めよりも痛ことにやめ給わりしとそ見しと
泣きせる父母を志よろう孝心を感して律に仕ふる
嫌ふてとも涙を流せしとそ事にして瀬千ハ暁なり
あとさけハ夜半より茶代貫しまく父母によろこひの色も
のこ邊にゆきこ者見をはまう事終りまへハ父母に出て
見をおり日とらぬ小[illegible]色にかる事[illegible]日とこ人と見を
かくる事なし出入ともに必父母の起居をとふ父乃老
病につき坐ても老ゆききく傍に座しぬるをみなけこさ

貝にゆにととあ出る出けるに琉球芋又は紙の数[illegible]とし売歩り
みこつるをしたははくせしかは父をも引連ありをまちえく
喜ひたる市中にも私もかまへる孝心の深さを嫌志よ
ろう貝をも売来るとのこみ私ともに商も多かり
しに市人つまに銭の数あとあまへしかは喜ひく家につ
こくせにも父の身に痛しく衣を出せて寝させまに
苦しとも母は年老て衣抱もんに悔せ給ひし志よろこ一
人あとあ抱きかく夜もやすくいぬる事もなし天明二年
七十二歳にて終に身をぬ志よろう初めしより四十余
年まつて艱苦を凌き医業の料究の薬を作苦に

事なりし故よく他人をやとひて渡らせけれバ其時の
費用をあらかじめ負ふて價一二銭つゝ出したる人
定しこれを後に母一人にかしづきて孝養の事
いつかはりしか母は八十二歳先よりハ五十あまり歳になれるま
て髪をもちゐくる帷もなく父母の孝養のことゝを心
せさせ町のうち此公役人足を軒別に出さする滞を
なかりしが父死せし後八九年ものあいだ組頭をつとめおえ
かくて志ある家ハ男子をなくて女の身なれバ母老
母をやしなふ事此いとなみしく公役をもつとめへさせのありを
あらゆる事をよくそれといひて町の者を同じくしてそれ此

よくにたへされども支役多き時ハ世にあたる業代や
其支役を出し家此内の不用もあつまりやすく町のうち
をめぐりしとなん近比病のうちにすゝめるありき中にきき
ものあり愛しきもおく所さを銀あまくへしるべくとおしに
志よろしく同じく銀をとらせしかバ母にうけ父の位牌
かとの人社頭に神酒をそなへけるのち母よりまかせしめて是を
銀のうちをみて木綿をとらひあらためて緒入て母より
きかせを除く事あさ見る金をとらせしより後ハなにとも求めぬ事
母のいふに親族どもおそれ近よる事かなはず時もなく人を
まことに母子の病などあらん時乃そのある人のこゝろえを

それもみつからは衣服ハいかにてもよろしかるへしとい
ひしとそ皆人かたりつたへて感しける寛政三年
六月領主より褒美として銀をあたへしとなり

忠義者才助

才助ハ佐伯郡大野村のものなり七歳の時より同郡
厳嶋大町なる廣嶋屋孫右衛門につかへしにまことに幼き
身なから貞実なれは主のみならす家内のものとも憐ミて殊
かハいかりしか孫右衛門ハ絹屋なりしかは此家は白絹のもおれ
多くありつゐに業に及て染物をおさむるとき又松日
のことはあつかいして多くの事なと多くたはね才助一人か

けしかて調をさへしさるに加々を秋はいとまなくいとま
ありてもなく品物をいたしいそくまゝにいつくもを関る夜
なく人の業ををよそたしてこまして孫右衛門か腰をさゝえその足を
もみなとて家の主ちは尤もおかさきて後はいつまても
ましけて孫右衛門か心にかなひ屋うちの人ともかにはひとく
年のうちに定めをそむかすむなくさこらせ年
を歳によりし時財をつゆかへし下女を妻とあさせ夫婦
ともに此孫右衛門か財をあたへ引はなしてつくへしとありし
に今の孫右衛門病になりて三年はかりにて悩ミしをせむせ
しか家業はいとまなく夫婦してあつかひ抱せしか妻にも

いとまこひて後ハ奉公もなりかたけれハ妻は帳をとぢ七
助ハ精勤めをよろこひし同町にありける吉田屋十右衛門か養
子となりて妻子を成長まてすゑを一度にうくる亦
乃給銀をうけてまた世わたりのためとしけれハ妻ハ人の縫
物はし或ハ賃をとりなとしてさ孫右衛門かもとより周多
まさられたる小児を抱へ人ゆゑくるしき業をもなすすへし
家産やうやくに傾きて子守まて雇ひ人数ありのも多くは
みへしつゝひそかに其事を七助かもとにきけとうしてま
給銀さへあたへぬことも或はうちやうの仕人しつ孫右衛門
病をうけしゆへ周旋としてなるを養子にしてあ九度かまは

まくなりぬ病乃うちの数抱をさへ又ならう次孫右衛門かう
せたりし後をうけ妻をうしなひ妹養子共周旋としてやぬ
しに困窮せしの周旋ハ不縁なしてあ出ゆけ寡婦ハ病
多く職業もなしかたけれハ七助丈婦あまりくちく家を
治く人のうけをうけ人吉左衛門にいふすれ共養子せ
しかとも又一二年過て出ゆきしあれてまた貧
苦にを陥りしに孫右衛門か世をさりし家も質に
入をりく年ミ小利足もそのまゝ償もなりかたく家は
銀主よ売りしをなして屋も売も妹と寛政元年廿七月
まてに於く数度の二月まて七助かもとに迎へしか男子ハ

二十八歳にありて四年あまりのほと病にふして才助か妻も
年老ぬれは旅山乃稼き賃縫なとしてやうやくに
日を送りしか終に寡婦ハ病の身なれハ行くれと
服薬なんとつくせり寡婦の兄弟に忠蔵といふ
醫者あり故ありて義絶しけるか此事もあつかりし
とて才助夫婦か忠節に愛て姉妹ともに忠蔵かも
少しは助とならせく言ひ来り才助をたすけることとなりより
海先やゝよりつゝ又主人の家産破れしく乃ちハ主家乃
先祖の年忌あるも己か力を出して懇に弔ひなとしける
かゝる志のありて感しあへり同紀三年六月領主より

ほめて褒美乃銀をあたへられける

周防國

農業出精　毛利石見守領分　都濃郡冨田口村　百姓　善次郎　歳不知　享保九年　褒美

孝行者　同領　都濃郡北上庄村之内徳山村　町人　万右衛門　歳不知　延享元年　褒美

奇特者　同領　都濃郡北上庄村之内徳山村　町人　市兵衛　歳不知　延享元年　褒美

孝行者　同領　都濃郡北上庄村之内徳山村　町人難波屋　平兵衛　歳不知　明和五年　褒美

孝行者　同領　都濃郡北上庄村之内徳山村　町人万屋　彦市　四十九歳　天明七年　褒美

孝行者　同所　彦市父　与右衛門　四十七歳　同時　褒美

孝行者　同領　都濃郡矢地村枝郷福川村　町人若右衛門妻　るや　三十三歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　都濃郡冨田口村　同田百姓市助妻　きよ　四十四歳　天明七年褒美

忠義者　同領　都濃郡山田村　百姓権左衛門下男　市右衛門　四十二歳　天明七年褒美

孝行者　松平義二郎領分　都濃郡須々万村　百姓　市左衛門　三十七歳　正徳五年褒美

農業出精者　同領　佐波郡中関地村之内泉山村　百姓　権七　三十一歳　享保二年褒美

奇特者　同領　大島郡久賀村　百姓　新九郎　三十四歳　享保五年褒美

奇特者　同領　佐波郡三田尻村　町人中関屋　新右衛門　三十八歳　享保七年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人　安部平右衛門　四十九歳　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人　河村伝右衛門　二十八歳　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人　岡源左衛門　四十六歳　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人　宗像左衛門　三十二歳　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人丹後屋　久右衛門　歳不知　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡宇野令村枝郷山口村　町人　宮田半之丞　歳不知　享保十八年褒美

奇特者　同領　吉敷郡仁保庄村　百姓　新右衛門　二十三歳　享保十八年褒美

孝行者　同領　佐波郡三田尻村　百姓五助娘　くめ　二十三歳　享保九年褒美

孝行者　同領　玖珂郡宇佐村　百姓　半之丞　五十歳　元文二年褒美

孝行者　同領　同所　半之丞伜　吉助　四十三歳　同時褒美

孝行者　同領　玖珂郡山代本郷村　無田百姓市左衛門娘　いち　十八歳　元文二年褒美

孝行者　同領　玖珂郡深川村　百姓　殘人　四十一歳　元文五年褒美

孝行者　同領　吉敷郡宇野令村枝下山口村　町人　正右衛門　歳不知　元文五年褒美

孝行者　同領　玖珂郡山代本郷村　百姓六左衛門娘　くら　三十四歳　寛保二年褒美

孝行者　同領　玖珂郡山代本郷村枝下秋中村　百姓　伊右衛門　四十一歳　寛保二年褒美

孝行者　同領　同所　伊右衛門妻　かん　三十八歳　同時褒美

孝行者　同領　大島郡屋代庄村　百姓　喜之丞　十五歳　寛保二年褒美

孝行者　同領　佐波郡三田尻村　無田百姓　七之丞　歳不知　寛保二年褒美

孝行者　同領　佐波郡上徳地村之内米光村　百姓　孫七　四十三歳　寛保二年褒美

孝行者　同領　大島郡安下庄村　社人　長尾靱負　四十七歳　寛保三年褒美

奇特者　同領　大島郡大畠村遠崎　百姓　常之丞　五十二歳　寛保三年賞

孝行者　同領　玖珂郡山代本郷村　無田百姓甚八妻　いち　歳不知　延享元年褒美

奇特者　同領　吉敷郡恒富村　百姓　作左衛門　四十七歳　延享二年褒美

孝行者　同領　玖珂郡山代本郷村　百姓七郎右衛門娘　くら　歳不知　延享四年褒美

孝行者　同領　吉敷郡宇野令村枝下山口村　町人　難波左吉　歳不知　延享四年褒美

孝行者　同領　吉敷郡宇野令村枝上山口村　町人　助右衛門　四十四歳　延享四年褒美

孝行者　同領　吉敷郡小郡村　百姓庄次郎娘　里よ　歳不知　延享四年　褒美

孝行者　同領　佐波郡牟礼村　百姓　平之丞　五十八歳　寛延二年　褒美

孝行者　同所　平之丞忰　八郎左衛門　五十歳　同時　褒美

農業出精　同領　佐波郡下徳地村枝柚木村　百姓　権左衛門　三十一歳　寛延三年　褒美

孝行者　同領　吉敷郡宇野令村枝山村　町人　平六　歳不知　宝暦元年　褒美

奇特者　同領　佐波郡上徳地村　百姓　若七　二十九歳　宝暦八年　褒美

孝行者　同領　佐波郡三田尻村　町人孫左衛門娘　とな　歳不知　宝暦九年　褒美

奇特者　同領　玖珂郡三瀬川村之内[illegible]村　百姓　与四郎　二十二歳　宝暦十三年　褒美

奇特者　同領　熊毛郡麻合庄村　医者　志熊玄仙　八十七歳　宝暦十三年　褒美

孝行者　同領　玖珂郡広瀬村之内[illegible]村　百姓　森右衛門　四十二歳　明和七年　褒美

孝行者　同領　佐波郡佐波令村　右田百姓精助娘　せん　三十九歳　安永八年　褒美

孝行者　同領　佐波郡佐波令村　百姓　源左衛門　五十二歳　安永八年　褒美

孝行者　同所　源左衛門妻　こさの　四十二歳　同時　褒美

孝行者　同領　吉敷郡宇野令村枝山村　町人　安永蔵七　四十二歳　安永九年　褒美

孝行者　同領　吉敷郡小郡村　百姓長之丞後家　かね　四十二歳　天明四年　褒美

奇特者　同領　大島郡安下庄村　百姓　清兵衛　四十六歳　天明五年　褒美

孝行者　同領　佐波郡佐波今村　亡田百姓新右衛門娘　たか　三十九歳　天明五年褒美

孝行者　同領　都濃郡中須村　百姓　伊之助　三十四歳　天明七年褒美

孝行者　同領　熊毛郡光井村　百姓　半之助　四十一歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　熊毛郡室積村　百姓　幸右衛門　四十八歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　熊毛郡室積村　百姓　茂左衛門　四十三歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　熊毛郡東荷村　百姓長十郎妹　清祢　三十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　佐波郡三田尻村　亡田百姓三右衛門娘　きん　三十九歳　寛政二年褒美

奇特者　同領　吉敷郡仁保庄村　百姓　金十郎　五十歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　玖珂郡三瀬川村之内桃野村　百姓久兵衛娘　もと　三十五歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　都濃郡中須村　百姓　惣右衛門　四十六歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　熊毛郡室積村　百姓長右衛門後家　やゑ　三十三歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　吉敷郡仁保庄村之内深野村　百姓　孫右衛門　四十一歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　同所　孫右衛門妻　もん　三十二歳　同時褒美

孝行者　同領家来吉川監物給知　玖珂郡岩国村之内錦見村　亡田百姓茂右衛門娘　ゆき　歳不知　享保十八年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡岩国村之内錦見村　亡田百姓源右衛門娘　かめ　歳不知　享保九年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡関渡村　百姓　伝次郎　四十一歳　元文三年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡岩国村錦見住町　町人和田屋　利左衛門　六十四歳　元文五年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡由宇ノ村　百姓　吉右衛門　三十三歳　延享元年褒美

奇特者　同領同給　玖珂郡岩国村錦見住町　町人菰井屋　五左衛門　歳不知　寶暦八年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡友谷村之内長谷村　百姓　市左衛門　三十七歳　寶暦八年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡椙杜村之内小畑村　百姓喜三郎妹　みや　二十六歳　寶暦九年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡友谷村之内日宛村　百姓吉助娘　うさ　四十三歳　寶暦十一年褒美

兄弟睦者　同領同給　玖珂郡岩国村錦見米屋町　町人飯治　權六　四十九歳　寶暦十三年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡岩国村之内門前村　名田百姓　桃左衛門　歳不知　明和三年褒美

忠義者　同領同給　玖珂郡岩国村今津町　町人塩屋　權左衛門　六十五歳　安永五年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡岩国村之内土木村　百姓　伊右衛門　三十九歳　天明八年褒美

奇特者　同領同給　玖珂郡尾津村　百姓冨右衛門後家　あき　五十八歳　天明八年褒美

奇特者　同領同給　玖珂郡通津村　百姓　与作　四十二歳　天明八年褒美

家内睦者　同領同給　玖珂郡岩国村之内保津村　百姓　源次郎　三十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡河内村之内天尾村吉谷　百姓　亀松　三十二歳　寛政元年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡楊井荘村白澤　百姓　次郎蔵　四十歳　寛政元年褒美

兄弟睦者　同領同給　玖珂郡多田村枝ノ関ヶ村　百姓茂左衛門娘　ふみ　二十九歳　寛政元年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡岩国村錦見玖珂町　町人羽織屋　久右衛門　三十八歳　寛政二年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡玖珂本郷村　町人竹糸屋　与兵衛　四十三歳　寛政二年褒美

孝行者　同領同給　玖珂郡玖珂本郷村柳井田　百姓　仁左衛門　四十六歳　寛政二年褒美

奇特者　同領同給　大島郡大畠村　町人山田屋　亀松　五十四歳　寛政二年褒美

長門國

孝行者　松平義二郎領分　大津郡瀬戸崎村　百姓　若左衛門　五十二歳　宝永五年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　田中五郎八　歳不知　正徳三年褒美

孝行者　同領　阿武郡三見郷村　云田百姓　三右衛門　三十四歳　正徳五年褒美

孝行者　同領　大津郡瀬戸崎村　百姓　平右衛門　歳不知　正徳五年褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村枝明木村　百姓吉左衛門娘　やつ　三十六歳　享保三年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　増田市郎兵衛　歳不知　享保五年褒美

孝行者　同領　萩城下浜崎浦　云田百姓　十郎兵衛　歳不知　享保五年褒美

孝行者　同領　萩城下浜崎浦　正田百姓中之進娘　たふ　四十歳　享保六年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　山根又左衛門　歳不知　享保七年褒美

孝行者　同領　萩城下古萩町　町人　寺尾作右衛門　二十二歳　享保八年褒美

孝行者　同領　萩城下古魚店町　町人　山岡作右衛門　歳不知　享保十年褒美

孝行者　同領　萩城下平安古町　町人　貞七　四十二歳　享保十年褒美

孝行者　同領　萩城下浜崎新町　町人　作右衛門　歳不知　享保十四年褒美

奇特者　同領　美祢郡嘉万村　百姓　九郎左衛門　五十歳　享保十四年褒美

孝行者　同領　見嶋郡　正田百姓　勘左衛門　歳不知　享保十四年褒美

孝行者　同領　萩城下橋本町　町人　大谷孫左衛門　歳不知　享保十七年褒美

孝行者　同領　阿武郡宇多村　百姓　伊右衛門　歳不知　享保十七年褒美

孝行者　同領　萩城下塩屋町　町人　山崎長助　歳不知　享保十八年褒美

孝行者　同領　萩城下恵美須町　町人　原太郎左衛門　十五歳　享保十九年褒美

孝行者　同領　大津郡青海嶋通浦　百姓　四郎兵衛　四十三歳　享保十九年褒美

孝行者　同領　大津郡青海嶋通浦　百姓　武助　四十四歳　享保十九年褒美

孝行者　同領　美祢郡大嶺村　百姓　六三郎　三十五歳　享保二十年褒美

孝行者　同領　美祢郡伊佐村　百姓　権平　四十歳　享保二十年褒美

孝行者　同領　萩城下古萩町　町人竹村彦太郎妻　きく　歳不知　元文三年　褒美

奇特者　同領　吉敷郡[illegible]々村　百姓　吉郎右衛門　六十二歳　元文三年　褒美

孝行者　同領　厚狭郡吉見村　百姓五郎右衛門後家　なん　歳不知　元文四年　褒美

奇特者　同領　吉敷郡大田々村　百姓　五郎右衛門　四十六歳　元文五年　褒美

孝行者　同領　萩城下椿町　町人安藤吉左衛門娘　せき　歳不知　寛保元年　褒美

孝行者　同領　萩城下上五間町　町人　竹内藤兵衛　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下上五間町　町人　吉村安左衛門　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下津守町　町人梅田伊左衛門娘　すめ　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下平安古町　町人八百屋又左衛門後家　ちよ　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下呉服町　町人　野村惣右衛門　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　足立文六　歳不知　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下濱崎浦　在田百姓　三左衛門　五十二歳　寛保二年　褒美

孝行者　同領　萩城下濱崎新町　道心者　妙林　歳不知　寛保三年　褒美

奇特者　同領　萩城下下五間町　町人　金子清左衛門　歳不知　延享元年　褒美

孝行者　同領　萩城下東田町　町人　市右衛門　四十二歳　延享元年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿々村　在田百姓又三郎娘　ゆく　歳不知　延享元年　褒美

孝行者　同領阿武郡椿〻村枝〻明木村　百姓　甚右衛門　二十九歳　延享元年褒美

孝行者　同所　甚右衛門伜　松右衛門　二十七歳　同時褒美

孝行者　同領阿武郡椿〻村枝〻明木村　百姓　次右衛門　三十五歳　延享元年褒美

孝行者　同所　次右衛門伜　瀧右衛門　二十九歳　同時褒美

孝行者　同領阿武郡椿〻村枝〻川上村　百姓三右衛門娘　みや　四十八歳　延享元年褒美

孝行者　同領阿武郡福井口村　元田百姓　小兵衛　歳不知　延享元年褒美

孝行者　同領萩城下古魚店町　町人　栗田次右衛門　歳不知　延享二年褒美

孝行者　同領萩城下北片河町　町人　鈴川金右衛門　歳不知　延享二年褒美

孝行者　同領萩城下恵美須町　町人挑灯屋　善右衛門　二十八歳　延享二年褒美

孝行者　同領萩城下橋本町　町人河上屋　権右衛門　五十歳　延享二年褒美

孝行者　同領萩城下濱崎新町　町人　又右衛門　歳不知　延享二年褒美

孝行者　同領萩城下古魚店町　町人　谷村新右衛門　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領萩城下北片河町　町人　青木新兵衛　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領萩城下南片河町　町人大谷伝左衛門後家　里ん　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領萩城下南片河町　町人　河川市郎兵衛　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領萩城下春若町　町人條系庄八娘　せん　歳不知　延享三年褒美

奇特者　同領　萩城下春若町　町人弓座　半七　廿一歳　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下細工町　町人　久次郎　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下細工町　町人　杉谷七右衛門　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下下五間町　町人　大谷源右衛門　三十歳　延享三年褒美

奇特者　同領　萩城下下五間町　町人　溝上文右衛門　歳不知　延享三年褒美

忠義者　同領　萩城下今魚店町　町人広津屋太右衛門下女　あさ　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下米屋町　町人伊勢屋小兵衛娘　よ袮　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下東田町　町人　竹内松之助　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人吉田村右衛門娘　はる　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　田中吉左衛門　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　角田吉次郎　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　岩本六右衛門　十八歳　延享三年褒美

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　吉田幸右衛門　歳不知　延享三年褒美

奇特者　同領　萩城下松本町　町人　堀孫左衛門　歳不知　延享三年褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村枝郷川上村　百姓弥左衛門娘　むやく　三十二歳　延享三年褒美

孝行者　同領　阿武郡松川嶋村　和田百姓　孫左衛門　五十六歳　延享三年褒美

孝行者　同領　阿武郡三見ヶ村　百姓　蔵左衛門　甲五歳　延享三年　褒美

孝行者　同領　阿武郡三見ヶ村之内山田村　百姓文右衛門妻　くめ　二十七歳　延享三年　褒美

孝行者　同領　厚狭郡山井村　百姓　吉六　季歳　延享三年　褒美

孝行者　同領　萩城下椿町　町人　笠井九左衛門　六十八歳　延享四年　褒美

孝行者　同領　美祢郡伊佐ヶ村　百姓　傳右衛門　三十三歳　延享四年　褒美

孝行者　同領　萩城下春若町　町人茶屋市左衛門娘　よ祢　歳不知　寛延二年　褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　伊勢松右衛門　歳不知　寛延二年　褒美

孝行者　同領　萩城下越谷町　町人　多根平左衛門　十七歳　寶暦元年　褒美

奇特者　同領　萩城下浐許町　町人　小法師左七　歳不知　寶暦元年　褒美

孝行者　同領　萩城下椿町　町人　福井九十郎　十九歳　寶暦元年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿ヶ村　在田百姓　権六　歳不知　寶暦三年　褒美

孝行者　同領　大津郡渋小田村　百姓　市松　四十一歳　寶暦三年　褒美

孝行者　同領　厚狭郡吉田村　在田百姓　佐之橋　歳不知　寶暦三年　褒美

孝行者　同領　萩城下油屋町　町人紺屋　次郎右衛門　十八歳　寶暦四年　褒美

孝行者　同領　萩城下油屋町　町人　村上助左衛門　歳不知　寶暦四年　褒美

孝行者　同領　阿武郡福井ヶ村　在田百姓　与次郎　歳不知　寶暦五年　褒美

孝行者　同領　萩城下下五間町　町人柳井三五郎後家　まさ　歳不知　褒美　宝暦六年

孝行者　同領　萩城下米屋町　町人　金子源右衛門　歳不知　褒美　宝暦六年

孝行者　同領　阿武郡椿ヶ村　町人　横山茂右衛門　三十五歳　褒美　宝暦六年

孝行者　同領　阿武郡椿ヶ村　山田百姓政右衛門妻　ぎん　歳不知　褒美　宝暦六年

孝行者　同領　阿武郡木部ヶ村　山田百姓　檀玄瑞　歳不知　褒美　宝暦六年

孝行者　同領　阿武郡松屋村　百姓　茂右衛門　歳不知　褒美　宝暦六年

奇特者　同領　厚狭郡松屋村　百姓　佐右衛門　四十四歳　褒美　宝暦六年

奇特者　同領　厚狭郡松屋村　百姓　文左衛門　五十二歳　褒美　宝暦六年

奇特者　同領　萩城下南片河町　町人　末永助左衛門　二十七歳　褒美　宝暦七年

孝行者　同領　萩城下丁五間町　町人　大多和茂兵衛　三十四歳　褒美　宝暦九年

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　茂谷織右衛門

孝行者　同領　同所　織右衛門姉　ぎん　四十七歳　褒美　宝暦九年

孝行者　同領　萩城下南片河町　町人　長茂三郎右衛門　三十二歳　褒美　宝暦十年

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　柴田七玄瑞　歳不知　褒美　宝暦十年

孝行者　同領　阿武郡椿ヶ村枝ヶ明木村　百姓茂右衛門妻　かん　四十二歳　褒美　宝暦十一年

奇特者　同領　美祢郡秋吉村　百姓　半左衛門　六十六歳　褒美　宝暦十一年

孝行者　同領厚狭郡埴生庄村　高田百姓小清娘　せん　歳不知　宝暦十年褒美

兄弟睦者　同領厚狭郡埴生庄村　百姓　庄次郎　二十一歳　宝暦十年褒美

孝行者　同領萩城下唐樋町　町人　辰坊家次郎　二十一歳　安永元年褒美

孝行者　同領萩城下東田町　町人　津浦権吉　二十五歳　安永七年褒美

孝行者　同領萩城下下五間町　町人　中村市松　十八歳　天明三年褒美

孝行者　同領阿武郡福田村　百姓杢左衛門妻　ろき　三十九歳　天明三年褒美

孝行者　同領阿武郡宇多村　百姓　市右衛門　四十六歳　天明四年褒美

孝行者　同領美祢郡大田々村　百姓八右衛門娘　もち　四十歳　天明四年褒美

孝行者　同領大津郡津黄村内北田村　百姓吉左衛門妻　ぬし　二十歳　天明五年褒美

孝行者　同領萩城下春若町　町人　阿武彦右衛門　四十歳　天明六年褒美

孝行者　同領阿武郡椿々村東分　元田百姓　久右衛門　五十二歳　天明六年褒美

孝行者　同領萩城下恵美須町　町人　内田吉左衛門　二十八歳　天明七年褒美

孝行者　同領萩城下東田町　町人河内屋　権七　十七歳　天明七年褒美

孝行者　同領萩城下橋本町　町人　安井安多郎　二十四歳　天明七年褒美

孝行者　同領萩城下橋本町　町人　田村五左衛門　五十九歳　天明七年褒美

孝行者　同領萩城下橋本町　町人山本幾右衛門妻　もん　三十二歳　天明七年褒美

孝行者　同領　萩城下樽木町　町人河上屋　養松　二十六歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　萩城下樽木町　町人　長井源左衛門　四十八歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村枝川上村　百姓吉右衛門後家　ゑの　五十一歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　萩城下御許町　町人　重岡善右衛門　三十四歳　天明八年　褒美

孝行者　同所　善右衛門妻　よし　二十七歳　同時　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村東分　百姓　久右衛門　四十八歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村東分　無田百姓　福松　二十三歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村西分　百姓　市郎左衛門　五十八歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　萩城下呉服町　町人　阿武与三右衛門　二十七歳　寛政二年　褒美

○孝行者　同領　萩城下樽木町　町人　荒田源次郎　八歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村東分　百姓　徳松　四十七歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡椿郷村西分　百姓　次郎右衛門　五十七歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡川島村　無田百姓　長左衛門　五十四歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡福井下村　百姓　三郎左衛門　五十歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡大井村之内黒川村　百姓市左衛門娘　ゑん　五十五歳　寛政二年　褒美

孝行者　同領　阿武郡大井村之内黒川村　百姓九郎右衛門娘　ゆき　三十三歳　寛政二年　褒美

奇特者　同領　阿武郡高見々村内山田村　百姓　千代松　三十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　阿武郡弥年々村　百姓　善五郎　四十歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　阿武郡小門村　百姓善右衛門妻　よし　三十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　厚狭郡埴生庄村　百姓　孫左衛門　三十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　豊浦郡神田々村肥中浦　百姓伝右衛門妻　とみ　三十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　萩城下平安古町　町人岩滝平四郎娘　みの　二十三歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　萩城下西田町　町人　金子権右衛門　三十九歳　寛政三年褒美

貞節者　同領　萩城下濁本町　町人前田六右衛門後家　まし　二十六歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　阿武郡地福村　百姓文右衛門娘　よ里　四十九歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　萩城下浜崎町　町人　河原林熊槌　十四歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　阿武郡椿々村東分　江田百姓市助娘　まつ　二十三歳　寛政四年褒美

農業出精　同領　阿武郡椿々村枝々作々村　百姓　八之助　七十七歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　阿武郡福井々村　百姓　次郎左衛門　四十一歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　阿武郡三見々村　百姓　平次郎　五十三歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　美祢郡赤々村枝々絵堂村　百姓　与左衛門　二十一歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　美祢郡秋吉村　百姓　甚左衛門　五十五歳　寛政四年褒美

孝行者　日向領　宮崎郡吉田村　百姓　孫左衛門　三十四歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　宮崎郡山井村　百姓　徳右衛門　三十二歳　寛政四年褒美

孝行者　毛利甲斐守領分　豊浦郡田耕村之内大庭村　百姓　熊吉　六十七歳　天明七年褒美

孝行者　同領　豊浦郡角嶋　百姓　長吉　二十八歳　天明七年褒美

孝行者　同領　豊浦郡田耕村之内下太田村　百姓　九郎兵衛　五十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　豊浦郡粟野村　百姓　六左衛門　六十五歳　寛政四年褒美

孝行者　同領　豊浦郡赤間関村三百目新地　百姓虎助娘　ゆう　二十歳　寛政四年褒美

孝行者　毛利讃岐守領分　豊浦郡小月村　百姓　五郎右衛門　三十二歳　安永五年褒美

孝行者　同領　豊浦郡阿内村　百姓　喜右衛門　四十一歳　天明六年褒美

孝行者　毛利石見守領分　阿武郡大井ヶ村　百姓　伊兵衛　歳不知　享保九年褒美

孝行者　同領　同所　伊兵衛姉　きう　歳不知　同時褒美

孝行者前田源次郎

前田源次郎ハ萩乃城下橋本町の商人なり父ハ豆腐を
ちまたにうりてあやしきすきはひなりしか四年ある
まより病て床にのミありてつゝきけれハ其比源次郎漸く歎れ
志あるし、める薬とてさまさまなりしかとも少なくして詠あまり
もしめ六川まかりて此ほくより父の抱らせるまゝ従ひくらしまさ
ともをせ給くまそなる稚りをおつくり商ひ乃道をならひ
わえ父乃やミぬる後もあさなさな数萩の川原を
くるまとひく豆腐をはくる暑さ寒さをもいとはす
日毎にうりありきしかハ人々も憐みてあらそひ求めぬ

多かりしかども此寺社の雑掌ひまいらす人々を
ちゝに倚ちて父が久しき病ひにかゝりたるを知りても
何く諫をもまじへ母が抱せりし数よく領主にきこえ
て寛政二年十二月褒美の米をあたへ此まゝにたまひ八歳
になりしを此くて父も此乃年かゝりける衰を見る数
ふるりおのなく中陰の間はつくしを始めみなよ
むくしかばなりし後兼ねて人手に渡し伯父此ゆ
うちもかくも病身にして彼が家に寄せられしとゝ
乃むくく貧しき中なから母子の飢ゑもなく過ぬるが
に此むまで扱ひし事文も終りに此まゝ此十二月

褒美して母の病ひありて母のまゝといひ多年の間になる
孝して夫に貞節を尽し病る小舅とゝのへて子を教
ふる乃道ある事を賞して米をとらせたり

孝義録巻之二十八